平成２２年（フ）第５５号
愛媛県宇和島市妙典寺前乙625番地３、住民票上の住所愛媛県宇和島市寄松甲1138番地１
債務者　平野　康史
１　決定年月日時　平成22年５月21日午前11時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２２年（フ）第５０号
福岡県直方市大字下境3910番地63、前住所北九州市小倉南区湯川新町４丁目26番34―505号
債務者　後藤　康祐
１　決定年月日時　平成22年５月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２２年（フ）第５５号
福岡県直方市大字感田2648番地８、前住所福岡県直方市大字感田2683番地６
債務者　三嶋　敏広
１　決定年月日時　平成22年５月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２２年（フ）第２０９号
長崎県長崎市三原１丁目43番１号　新開荘
債務者　白木　　洋
１　決定年月日時　平成22年５月24日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第５９号
宮崎県延岡市富美山町951番地79
債務者　岡戸　康子
１　決定年月日時　平成22年５月21日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２２年（フ）第１３６号
沖縄県沖縄市知花１丁目25番３号　タイボーアパート305号
債務者　曽我　祐治
１　決定年月日時　平成22年５月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第９号
沖縄県宮古島市平良字下里1439番地６　コーポ砂川103
債務者　根間亜矢乃
１　決定年月日時　平成22年５月21日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで
那覇地方裁判所平良支部

平成２２年（フ）第５１号
長野県諏訪市小和田南17番27号　ハイツ桐103号
債務者　三澤なおみ
１　決定年月日時　平成22年５月24日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２２年（フ）第１２６２号
愛知県あま市甚田寺郷前68番地
債務者　土井　政春
１　決定年月日時　平成22年５月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５２号
三重県鈴鹿市高岡台４丁目11番２号　県営住宅高岡山杜の郷Ｒ２―201号
債務者　佐藤エリアナこと　サトウ　エリアナヨシコ
１　決定年月日時　平成22年５月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第７４号
三重県津市神戸160番地30
債務者　辻　美代子
１　決定年月日時　平成22年５月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第８０号
三重県津市一身田平野367番地　カーサエスタシオン101、前住所三重県津市一身田中野726番地４
債務者　國井　江里
１　決定年月日時　平成22年５月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第８２号
三重県鈴鹿市三日市２丁目14番15号
債務者　カワズ　アメニーナ　アラマダ
１　決定年月日時　平成22年５月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１０６号
三重県津市藤方1973番地３　コーポラスＺ102
債務者　西村　　渡
１　決定年月日時　平成22年５月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１０８号
三重県津市庄田町2565番地71
債務者　宮村　栄子
１　決定年月日時　平成22年５月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１１７号
三重県津市久居持川町2216番地14　パルデンス寺際103号
債務者　古川　　尚
１　決定年月日時　平成22年５月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１１９号
三重県鈴鹿市平野町826番地
債務者　谷口小百合
１　決定年月日時　平成22年５月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
津地方裁判所破産係